

■第5次市地域福祉計画素案の変更箇所について

ページ	変更前	変更後（今回修正箇所）	修正理由
表紙	令和7(2025)年7月	令和7(2025)年10月	更新に伴い変更
目次	内容にあわせてページ等を修正		
P7	基本理念（案）	基本理念	「案」を削除
P12 1. 必要な支援が届く 包括的な支援体制 づくり (2) 包括的かつ重層 的な相談支援体 制の充実	あるべき姿・めざすべき姿 ○ 悩みや困り事を抱えこま ず、誰もが気軽に相談でき、 支援のきっかけとなるとこ ろ（人）が身近にあります。 ○ 多機関がつながり、分野を 超えた切れ目のない相談支 援が行われています。	あるべき姿・めざすべき姿 ○ 悩みや困り事を抱えこま ず、誰もが気軽に相談でき、 支援のきっかけとなるとこ ろ（人）が身近にあります。 ○ 孤独・孤立を感じている人 が、適切に支援を受けるこ とができるよう相談支援体 制を整備します。 ○ 多機関がつながり、分野を 超えた切れ目のない相談支 援が行われています。	令和6年に孤独・孤立対策推進法が施行さ れ、向こう5年間の計画において今後を見 据えた孤独・孤立に対する取組を想定し、 明記すべきと考えられるため追記

<p>P12</p> <p>1. 必要な支援が届く 包括的な支援体制 づくり</p> <p>(2) 包括的かつ重層的な相談支援体制の充実</p>	<p>推進施策</p> <p>① 包括的かつ重層的な相談支援体制の整備</p> <p>○ 研修などを通じて担当職員の資質の向上に努めます。</p>	<p>推進施策</p> <p>① 包括的かつ重層的な相談支援体制の整備</p> <p>○ 研修などを通じて支援者の資質の向上に努めます。</p>	<p>施策に位置付く事業内容から、職員に限らず、関係する者に対して資質向上のための研修や課題に対する話し合いを行っているため文言修正</p>
<p>P14</p> <p>1. 必要な支援が届く 包括的な支援体制 づくり</p> <p>(3) 福祉サービス提供体制の充実</p>	<p>推進施策</p> <p>② 社会福祉法人等への指導及び監査</p> <p>○ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等に、適切に指導及び監査等を行います。</p>	<p>推進施策</p> <p>② 社会福祉法人等への指導及び監査と福祉サービスの適正化の推進</p> <p>○ 社会福祉法人や福祉サービス事業者等に、適切に指導及び監査等を行います。</p> <p>○ 福祉サービスの適正な利用・提供を図るため、不適切な利用や提供については関係機関と連携し、厳格な対応を行う等、福祉サー</p>	<p>事業者に対する指導や監査の他、福祉サービスの適正な利用・提供を図るための取組について追記</p>

		ビスの適正化を推進します。	
P17 2. 権利の尊重と擁護 (2) 虐待や暴力等の防止に向けた取組の推進	<u>推進施策</u> ① 啓発・理解促進と相談機能の充実・連携 ○ 専門的な知識・ノウハウの習得や関係機関等の連携が進むよう、相談支援機関や施設等の従事者、行政職員等に対する研修を実施し、相談機能の強化を図ります。	<u>推進施策</u> ① 啓発・理解促進と相談機能の充実・連携 ○ 虐待防止に関する協議会等を通じ、関係機関同士の連携強化を図るとともに、事業者等による虐待を防止するため、支援者への研修や相談体制などの環境整備についての取組を推進します。	関連する計画や各課の取組に即すよう、より具体的な内容に文言修正
P19 3. 地域における支え合いの推進 (2) 地域における支え合い活動の促進	<u>推進施策</u> ① 社会参加の促進と身近に集える居場所づくり ○ 地域住民が互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動や声かけ運動を進めま	<u>推進施策</u> ① 社会参加の促進と身近に集える居場所づくり ○ 地域とつながる社会参加のきっかけとして、誰もが気軽に立ち寄ることので	市として健康づくりに力を入れている背景や、施策に位置付く事業内容から健康づくりの取組が多く見られたため、文言修正

	<p>す。</p> <p>○ 地域とつながる社会参加のきっかけとして、誰もが気軽に立ち寄ることのできる地域の居場所や交流の場の利用を促進するとともに、世代間交流や各種のイベント、健康づくり、介護予防、生涯学習活動などを通じた活発な交流の促進を図ります。</p>	<p>きる地域の居場所や交流の場の利用を促進します。</p> <p>○ 健康づくりや介護予防事業、世代間交流や各種のイベント、生涯学習活動などを通じた活発な交流の促進を図り、幅広い世代の社会参加の促進を図る。</p>	
<p>P 23</p> <p>4. 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <p>(I) 生活安全対策の推進</p>	<p>推進施策</p> <p>① 災害に強いまちづくり</p> <p>○ 地域の要支援者や危険箇所などの把握に努めます。特に要支援者が緊急時に必要とする援助の内容を、個人情報などに配慮しつつ把握に努めます。</p>	<p>推進施策</p> <p>① 災害に強いまちづくり</p> <p>○ 要支援者が緊急時に必要とする援助の内容を、個人情報などに配慮しつつ把握に努めます。また、災害時における要配慮者の安全を確保するため、個別避</p>	<p>災害時における要配慮者の安全確保のための取組として行っている個別避難計画（具体的な避難に係る計画）の内容に文言修正</p>

		難計画の作成に取り組み ます。	
P 26 以降 第 4 章 重層的支援体制整備事 業実施計画	前章を踏まえた体裁修正と、重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込まなければいけない点について追 記		